

新富町災害廃棄処理基本計画

【概要版】

令和6年3月

新富町

災害廃棄物処理基本計画書

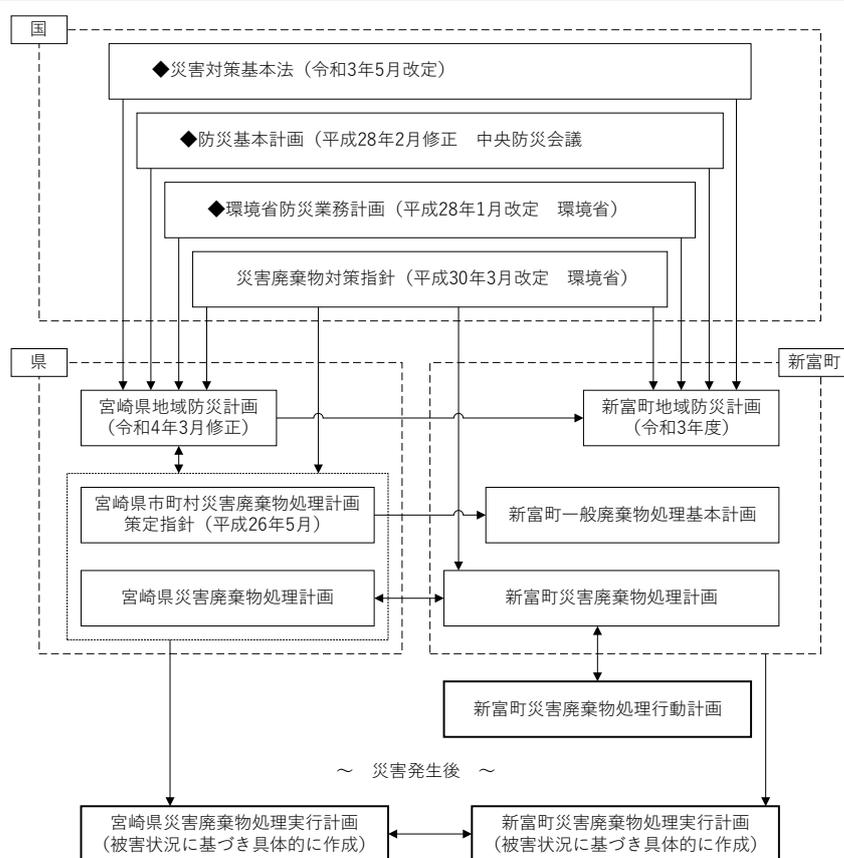
概要版

■ 計画策定の目的

本計画は、新富町（以下、「本町」という。）が大規模災害をはじめ、発生頻度の高い小・中規模災害に直面した場合に災害廃棄物処理の経験のない者が業務を行うことが想定されるため、当該処理を迅速かつ円滑に実施し速やかな復旧・復興を進めることができるよう、役割分担、処理の手順等を定め、実際に行動できる細かな事務手続き等に関する対応マニュアルを作成し、本町の災害対応力の向上に資することを目的として策定する。

■ 計画の位置付け

本計画は、今後想定される大規模地震等の発災時には他の部署や自治体からの応援職員が業務を行うことも想定されること、近年発生した災害の際には、仮置場の設置等で混乱も見られたことから、特に初動対応について記載された基本的事項を記載する「災害廃棄物処理基本計画」と災害廃棄物処理基本計画に記載された基本的事項を具体的な行動内容に結びつけて、必要となる対応を誰もが容易に把握し活用できるよう取りまとめた「災害廃棄物処理行動計画」として明確に位置付けるものとする。



■ 被害想定

これまで県では、平成25年度に策定した「新・宮崎県地震減災計画」に基づき、庁内関係各課はもとより各市町村と連携を図りながら減災に向けたソフト・ハードの両面から様々な施策を講じてきた。これらの施策による減災効果の把握と今後の防災対策の基礎資料とするために、令和元年度に被害想定更新調査を行った。

令和2年3月の被害想定更新調査では、前回の手法を原則踏襲した上で県内の住宅戸数や人口などを最新のデータに更新し想定を見直しているが、地震動と津波は前回調査時の最大クラスのものを使用している。

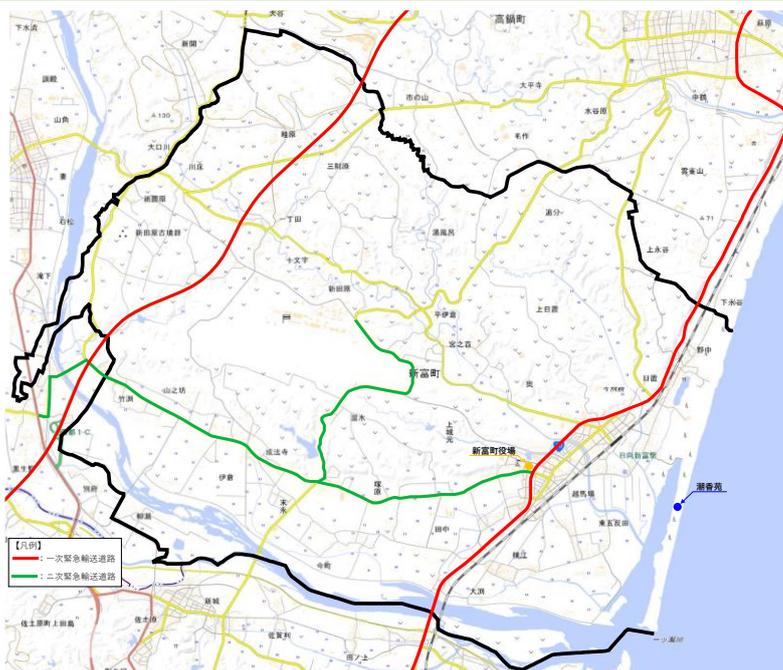
災害廃棄物の処理方法

■ 収集運搬

収集運搬ルートは、緊急輸送道路区間を基準に選定する。

優先的に収集すべき災害廃棄物の種類としては、道路障害物、有害廃棄物、危険物、仮設トイレのし尿、腐敗性廃棄物があげられる。

災害発生後、被災状況に応じて収集運搬方法やルートを決定する。なお、機材が不足する場合は、県に要請し県内市町村間や協定締結団体による支援を受ける。



■ 仮置場候補地

仮置場として実際に使用する場合には、次の内容を基に決定し、その後、関係部局と周辺住民への説明も実施する。

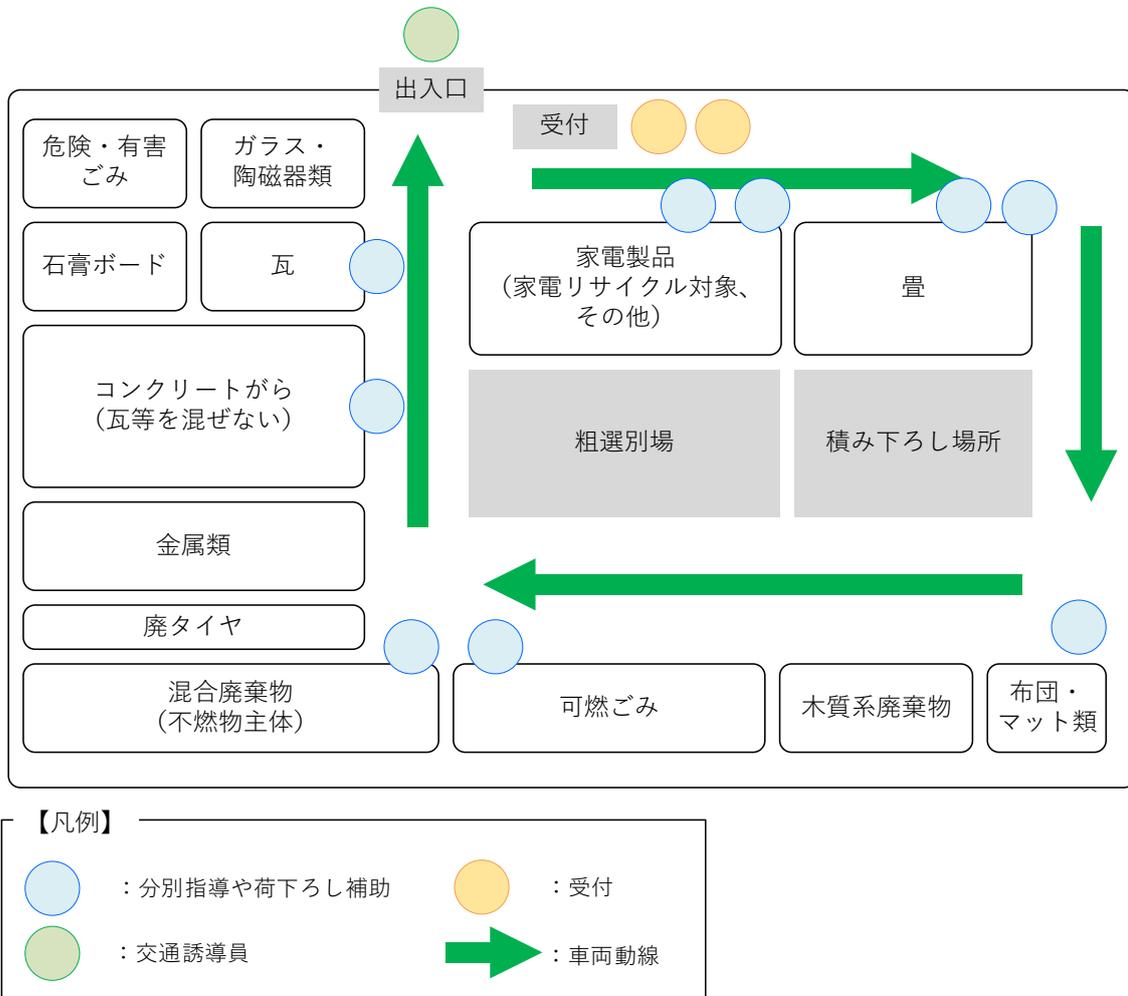
- ・ 被災により使用不能になっていない
- ・ 被災によりアクセスが大幅に制限されていない
- ・ 災害時に他の用途で使用されていない（避難所、自衛隊基地等）
- ・ 被災者が車両等により自ら搬入できる範囲（町民による自己搬入を想定していない場合はこの限りではない）
- ・ 公有地が望ましい
- ・ 可能な限り広く（目安は 3,000m² 以上）長期間使用できることが望ましい
- ・ 舗装されていることが望ましい



■ 仮置場のレイアウト

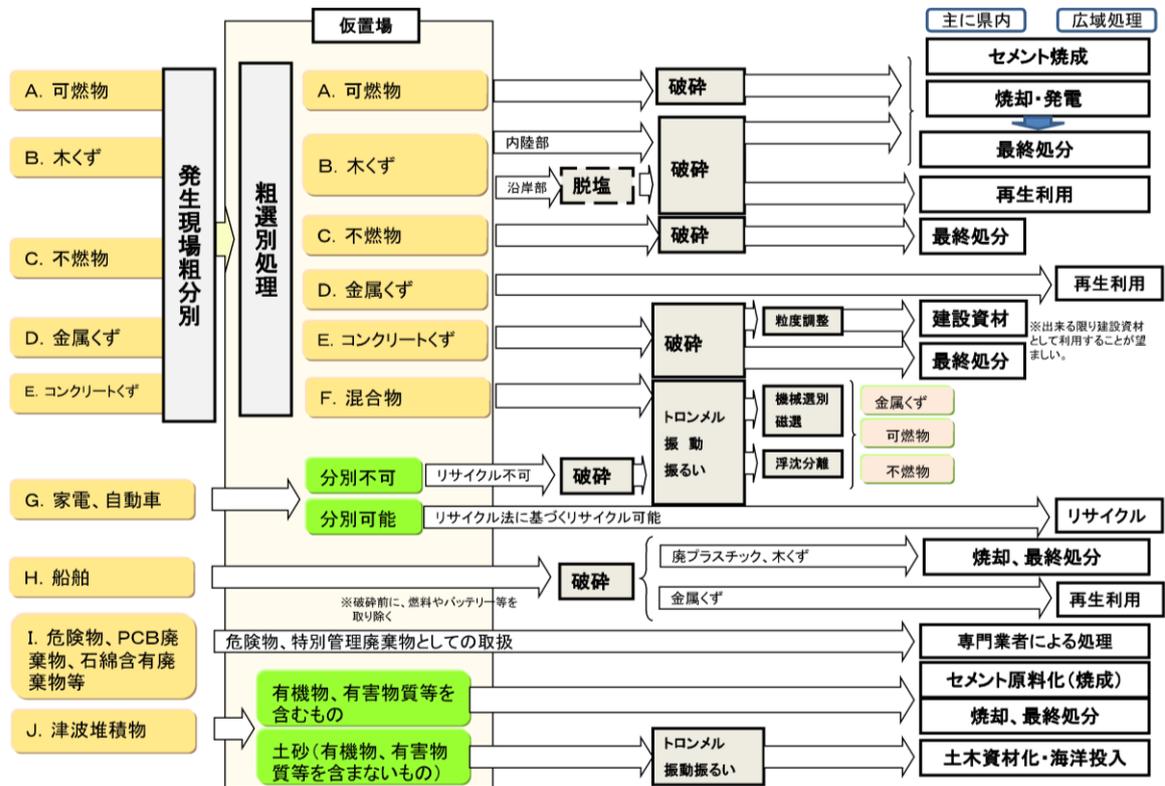
仮置場のレイアウトを検討する際の主なポイントを以下に示す。

- ・ 搬入・搬出する運搬車両の動線を考慮する。左折での出入りとし場内は一方通行とする。
- ・ 分別指導や荷下ろしの補助のための人員を配置する。
- ・ 災害廃棄物は分別して保管する。
- ・ 搬入量が多くなる災害廃棄物（例：可燃物/可燃系混合物等）は出入口近傍に配置するのではなく、仮置場の出入口から離れた場所へ配置する。 等



■ 災害廃棄物の処理フロー

- ・ 災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。
- ・ 自区域内の一般廃棄物処理施設で処分しきれない場合は、他の市町村との相互支援協定等に基づき、他の市町村の一般廃棄物処理施設で処分を行う。
- ・ 本町の一般廃棄物処理施設で処分できない種類の災害廃棄物は、産業廃棄物処理業者の施設で処分を行う。
- ・ 「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」のフロー図等を参考に、自区域内や近隣の廃棄物処理施設の状況等を踏まえ、処理フローを決定する。
- ・ 処理方法や処理業務の発注については、生活環境に支障が生じないよう廃棄物処理法等の関連法令に従い、適正に処理することを基本とし、再生利用の推進と最終処分量の削減、処理のスピード及び費用の点を含めて総合的に検討し決定する。



■ し尿処理

災害時に上下水道が寸断された場合、避難所には仮設トイレが設置される。

- ・ し尿の発生量は、避難者数と平常時の発生原単位（1人1日当たりのし尿発生量）から推計する。
- ・ し尿処理施設が受入可能か確認し、受入できない場合は、近隣市町村や県に支援を要請する。
- ・ 汲み取りについても事業者に対応を依頼し、収集運搬車が不足する場合は、近隣市町村や県に支援を要請する。

また、水道供給の破損状況の情報についても、この段階で入手する。

なお、仮設トイレは衛生面に配慮し、専門業者への清掃委託、消臭剤の活用等を実施する。（災害廃棄物処理事業費補助金の対象外）

災害等廃棄物処理事業費補助金

市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由（災害に起因しないが、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に定める海岸保全区域外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく避難所の開設期間内のもの。

（負担割合のイメージ）

